AG_{25} ＝ 0.02799
AG_{26} ＝ 0.02890
AG_{27} ＝ 0.03031
AG_{28} ＝ 0.0256
AG_{29} ＝ 0.0258
AG_{30} ＝ 0.02584
$AG_{令元}$ ＝ 0.02554
$AG_{令2}$ ＝ 0.02566
$AG_{令3}$ ＝ 0.02586
$AG_{令4}$ ＝ 0.02749
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479
$AG_{令6}$ ＝ 0.00721
$AG_{令7}$ ＝ 0.01160

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02737
AI_{24} ＝ 0.02762
AI_{25} ＝ 0.02799
AI_{26} ＝ 0.02890
AI_{27} ＝ 0.03031
AI_{28} ＝ 0.0256
AI_{29} ＝ 0.0258
AI_{30} ＝ 0.02584
$AI_{令元}$ ＝ 0.02554
$AI_{令2}$ ＝ 0.02566
$AI_{令3}$ ＝ 0.02586
$AI_{令4}$ ＝ 0.02749
$AI_{令5}$ ＝ 0.00479
$AI_{令6}$ ＝ 0.00721
$AI_{令7}$ ＝ 0.01160

AG_{25} ＝ 0.02813
AG_{26} ＝ 0.02912
AG_{27} ＝ 0.026
AG_{28} ＝ 0.0257
AG_{29} ＝ 0.0258
AG_{30} ＝ 0.02588
$AG_{令元}$ ＝ 0.02556
$AG_{令2}$ ＝ 0.02571
$AG_{令3}$ ＝ 0.02591
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479
$AG_{令6}$ ＝ 0.00721

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02741
AI_{24} ＝ 0.02772
AI_{25} ＝ 0.02813
AI_{26} ＝ 0.02912
AI_{27} ＝ 0.026
AI_{28} ＝ 0.0257
AI_{29} ＝ 0.0258
AI_{30} ＝ 0.02588
$AI_{令元}$ ＝ 0.02556
$AI_{令2}$ ＝ 0.02571
$AI_{令3}$ ＝ 0.02591
$AI_{令4}$ ＝ 0.00353
$AI_{令5}$ ＝ 0.00479
$AI_{令6}$ ＝ 0.00721